

令和2年7月7日

◎横山委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(13時58分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎横山委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第5号議案、第11号議案から第61号議案、以上56件については、全会一致をもって、第6号議案については、賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1号「高知県立の中学校夜間学級（夜間中学）に関する請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに総務部についてであります。

第2号議案「職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、国家公務員の特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が施行されたことを考慮し、患者から直接検体を採取する作業などに従事した場合の特殊勤務手当の特例を定めるものであり、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として指定されている、令和2年2月1日から来年1月31日までの間、適用するとの説明がありました。

委員から、特例の対象となる作業に従事する職員はどの程度いるのかとの質疑がありました。

執行部からは、検体採取については、通常は医療機関で行うが、施設にいる方や移動手段がない方については、福祉保健所の医師が対応する場合があります、これまでに4件の事例がある。また、検体を直接取り扱う作業については、2月17日から5月31日の間では1日平均3人程度が対象となるとの答弁がありました。

別の委員から、患者等が滞在する宿泊施設において、患者のごみ等を処理する作業に従事した場合と、防護服を処理する作業に従事した場合で、手当額に差がある理由について、質疑がありました。

執行部からは、患者のごみ等を処理する作業については、感染者がいる施設におけ

る作業であり、通常勤務では想定されない作業に従事するところを評価している。

一方、防護服の処理については、患者との接触がなく、ウイルスの飛散するおそれも少ないことから、患者のごみ等の処理とは危険性が異なると考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、校務支援員の追加配置事業について、執行部から、新型コロナウイルス感染症対策により増加する教員の業務をサポートし、教員が子どもの学びの保障に注力できるよう環境を整えるため、市町村が実施する校務支援員の追加配置を支援するものであるとの説明がありました。

委員からは、校務支援員にはどのような資格が必要なのか、また、確保はできているのかとの質疑がありました。

執行部からは、教員免許などの資格は不要で、市町村が公募等の方法により採用を行っており、確保はできていると聞いているとの答弁がありました。

別の委員から、人の確保ができたとしても、各学校で校務分掌を整理し、校務支援員の業務内容を明確化しなければ、学級運営に支障を来すおそれがあるので、各市町村の教育委員会に対して助言をしてもらいたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

ふるさと納税について、執行部から、県内市町村の返礼割合等の状況及び奈半利町のふるさと納税に関する第三者委員会が、次回7月21日の委員会において報告書を取りまとめる予定であるとの説明がありました。

委員から、本来、税金は住民サービスのために使用されるべきであり、現在の制度は見直しが必要だと思うが、どのように考えているのかとの質問がありました。

執行部からは、自治体の取り組みを支援する寄附に対し、税額を控除する仕組みに返礼品が組み合わさったことで問題や議論が生じている。

最高裁の判決も出ており、今後の制度の運用については、総務省の対応などを注視していきたい。

また、ふるさと納税制度による寄附は、本来、別の自治体へ納められる税であることを忘れることなく、制度の趣旨を踏まえ、ルールを逸脱することのないよう、市町村に対して助言していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、今回の奈半利町のような、ふるさと納税制度を舞台とした不正事案が起こることのないよう、県内の市町村長に助言し、徹底するべきではないかとの質問がありました。

執行部からは、ふるさと納税制度においても、職員の不正が起こり得ることが明らかになった。市町村に対し、監査や情報公開などの仕組みを通じ、常に公平性、透明性を保ちながら取り組むよう助言していきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会であります。

新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の対応について、執行部から、感染防止対策に取り組みながら、学習のおくれや子どもたちの心のケアに対応する学校の教育活動を支援するための取り組みを講じていくとの説明がありました。

委員から、新型コロナウイルスの対応については、現場の教員、児童生徒や保護者の実態を各市町村及び県教育委員会が共有し、連携することが肝要だが、これまでどのように実践してきたのかとの質問がありました。

執行部からは、学校現場が通常の学習活動を取り戻すことを第一に考え、現在は学校訪問を控えているが、各市町村教育委員会への聞き取りなどにより、子どもや教員の状況を確認している。

県教育委員会と、市町村教育委員会、学校現場が協力し、学校活動の再開に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、教育現場においても、新型コロナウイルス感染症対策は多岐に渡るが、これらに対する検証の場を設けることも今後の対策を講ずる上で重要ではないかとの意見がありました。

次に、現在開設準備を進めている公立中学校夜間学級（夜間中学）に関し、執行部から、高知県立高知南中学校の分教室として設置することや夜間学級の概要について、説明がありました。

委員から、分教室での設置とのことだが、なぜ独立した中学校ではないのかとの質問がありました。

執行部からは、入学する生徒の数が不確定であるため、生徒数の増減に柔軟に対応できる分教室での設置としたとの答弁がありました。

さらに委員から、高知南中学校のほうが高知国際中学校と比べて、利便性がよいとの話だが、教職員の都合を優先させていると感じられる。高知南中学校は2年後にはなくなってしまう。分教室でやるということであれば最初から高知国際中学校でしっかりやるのが大切と思うが、今回の案には、何が最も学習者のためになるのかという大切な視点が抜けているのではないかと質問がありました。

執行部からは、学び直しの機会を早く整備すべきとの考えのもと、検討を重ねてきた案であるが、いろいろとご意見をいただき、なお考えていきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、高知南中学校・高等学校の高知西高校との統合に関する経緯も踏まえ、素晴らしい夜間中学をつくってもらうためにも、再度検討すべきであるとの強い意見がありました。

別の委員から、夜間中学の設置自体は、教育の機会の提供であり異議はないが、関係者の意見を今一度調整し、高知南中学校及び高知国際中学校のどちらの分教室として設置することが良いのかを決定してもらいたいとどうかとの質問がありました。

執行部からは、いずれの中学校に設置するかということについては、県民の皆様にご混乱を生じることのないよう検討していきたいとの答弁がありました。

複数の委員から、県による夜間中学校の設置は意義深いことであり、基本的な考え方は一定理解できるので、今回の議論を踏まえてより良い方向性を見つけていただきたいという意見がありました。

次に、非強制徴収債権の放棄について、執行部から、令和元年度に高知県債権管理条例に基づき、非強制徴収債権の放棄を行ったこと及び債権整理に向けた取り組みに関して説明がありました。

委員から、債権回収については、研修によって債権管理に関する知識を習得したとしても、現場だけでは対応が難しい状況も起こる。危機管理の問題もあることから、教育委員会も一緒になって対応することが必要だと思うがどうかとの質問がありました。

執行部からは、研修だけでは十分でない部分もある。関係機関と連携しながら取り組んでいくと答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎横山委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 夜間中学校のところで、1つは細かいことやけれども、8ページの第1行で表現の仕方が公立中学校夜間学級（夜間中学）に関しと、こういう書き方だが、委員長報告は口語体でやるので、この括弧について、夜間中学括弧閉じるではなくて、いわゆる夜間中学という表現に変えたほうが、報告で口頭で言うにはスムーズじゃないかと思うんですが、それを御検討いただきたいということと。

それから、委員からの質疑の中では、南中学よりは、国際中学にすべきだという強い指摘もあったわけなので、8ページの下段、これは西森委員が言った発言やと思うけれども、南中学校は2年後にはなくなってしまう、分教室でやるということであれば、最初から国際中学校でしっかりやるのが大切だと思うが、今回の案にはと、こうつながるわけやけれども。やっぱり、委員会が指摘をしているということを強調するためには、国際中学校でしっかりやるのが大切だと思うがどうかと。ここを1つ指摘、質問にして、その後続けて、今回の案には何が最も学習者のためになるのかと、質問を分けてしておく方が明確になる。

おそらくこのやりとりを聞いて、執行部、教育委員会、教育長からは、議会から意見もらったんで、検討の結果こうしましたという結論が出てくると思うんで、やっぱり議会が指摘をしたところを強調するようにしておいたほうがいいと思う。

今の表現ではそこがボヤけているんじゃないかなと懸念しますので、それを検討いただきたいと思います。

- ◎ 何か文章は非常にスマートな感じで書かれておりますけれども、私からもいろいろと指摘をさせていただいたところがあったと思います。

それに対して執行部も答えられないこともいくつかあったわけですが、それはそれとして、1つ最後のところで、南高校と西高校との統合の協議の中で、募集停止を今年度まで延ばして、やっと理解を保護者の方からいただいたというこの経緯、それを新たに募集するとなると、そのことが今年度で募集が停止されるということがある面では撤回されてしまう。これをどう説明するのかということを入れてもらいたいと思います。

この9ページの上から3行目ぐらいのところ、経緯も踏まえてという形ですと言っていますけれども、ここにそのことを入れてもらえればと。

- ◎ どう説明するのかということを入れるということですか。
- ◎ だからそれは説明、答弁をようしなかったと思うんです。だから、それはそこで。その意見をどう説明するんですか、という問いかけみたいな形になるかもしれないけれども、そこは入れといてもらいたいですね。

あわせて、すばらしい夜間中学、これはすばらしいというか、私、どうせやるんだったら日本一のという表現を使ったと思うけれども、そういう中学校をつくるためにも再検討を強く言わせていただいたと。

- ◎ 意見も出たことですし、委員長と副委員長に一任します。
- ◎ 3つ指摘ございましたけれども、それも含めて、一任ということで構いませんか。
- ◎ 僕が言わんとするのは、8ページの第4段落目のさらに委員からという段落の中で、言い方の問題やけれども、その真ん中辺からいうと、分教室でやるということであれば、最初から高知国際中学校でしっかりやるのが大切と思うがどうか、また、今回の案とつなげるように、ここを分けると。
- ◎ 答弁は変わらんわけですよ。わかりやすいし、そのところをしっかりと強調して浮かび上がるということですね。
- ◎ 議会からの指摘した論点をクリアにすると。
- ◎ 正副一任ということで。
- ◎ 最後の10ページの非強制徴収債権の放棄についてということであるんですが、非強制徴収債権の放棄については報告が2件上がってまして、1つは地域改善対策奨学金ともう1点は、賠償金及び遅延金にかかわるものと2つあって、こうなってくるとどれを指しているのかが、ちょっとわかりづらいので、委員からとあるところで、委員から高等学校の窓ガラス破損に伴う賠償金及び遅延損害金の未収金債権については、にしたほうが、わかりやすいと思います。

これやったら、ちょっと何を言っているのかがわからない。

- ◎ 件名みたいなのを入れると。
- ◎ 全くないので、なぜかと疑問に思うんですけれども、特別支援学校の設置の問題については、ぜひ触れていただきたい。

特にその独立した学校にするのか併設にするのかと、併設にするのであればどこになるのかということについての答弁。それから寄宿舎をどうするのかという質問に対する答弁。これは、いろいろほかにもありましたけれども、必ず入れていただきたい。

- ◎ 限られた時間の中でどこまで入れるかということも含めて、正副に一任ください。
- ◎ ぜひ、よろしくお願いします。

◎横山委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎横山委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにご異議ありませんか。

(異議なし)

◎横山委員長 ご異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《本庁業務概要、出先機関等調査、県外調査について》

◎横山委員長 ここで、委員の皆さんにお諮りしたいことがあります。

4月の組織委員会において、「本庁業務概要調査」及び「出先機関調査」については、当面延期することとしておりましたが、その後、各派代表者会において、今年度については中止する方向性が確認されました。

また、県外調査についても、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況から、今年度は中止する方向性が確認されております。

従いまして、今年度の「本庁業務概要調査」、「出先機関調査」及び「県外調査」については中止することとしてよろしでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上をもって、日程はすべて終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(14時19分閉会)